A病院倫理コンサルテーションチーム運営規程

制定　○○年○○月○○日

（趣　旨）

第１条　この規程は、A病院臨床倫理委員会規程第９条の規定により設置される倫理コンサルテーションチーム（以下「コンサルテーションチーム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支援活動）

第２条　コンサルテーションチームは、医療・ケアに関わる倫理的問題について、医療・ケアチームを支援する活動（倫理コンサルテーション）を行う。

（組織等）

第３条 コンサルテーションチームは、次の各号に掲げるメンバーをもって組織する。

（１） 医師

（２） 看護師

（３） 社会福祉士

（４） その他，臨床倫理委員会の委員長が必要と認める者

２. 前項の委員は、A病院臨床倫理委員会規程第３条に規定する委員長（以下「臨床倫理委員長」）が選出し、病院長が委嘱する。

３. コンサルテーションチーム責任者（以下「責任者」という。）は、臨床倫理委員長が任命する。

（任　期）

第４条 メンバーの任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２. 欠員により補充されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（申請手続き）

第５条　倫理コンサルテーションを申請するスタッフは、別紙様式第１号に必要事項を記入し、事務部を通じて責任者へ提出しなければならない。

（協議実施の判断と担当者の選出）

第６条 責任者は、スタッフから倫理コンサルテーションを求める申請を受け、協議を行う必要があると判断した場合には、その事例を担当するメンバー（担当者）を1名以上選任するとともに、倫理コンサルテーションの日程調整を行う。

２. 責任者は、依頼に対応する上で協議を行う必要ないと判断する場合には、責任者から申請者へ回答する。

（協議方法の選択）

第７条　担当者は、以下のいずれかの形式により協議を行う。

（１） 担当者が依頼者や医療・ケアチーム等を招請し、多職種による協議の場を設ける。

（２） 依頼者の開催する多職種カンファレンス等へ、担当者が参加する。

（３） 担当メンバーと依頼者が少人数で話し合いを行う。

（報　告）

第８条　本規程第６条の協議内容及び第７条の回答内容は、A病院臨床倫理委員会に報告する。

２. 責任者は、協議結果を別紙様式第２号により申請者及び所属長に通知するものとする。

（守秘義務）

第９条　コンサルテーションチームは、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（コンサルテーションチームの事務）

第10条　事務は、事務部○○課が主管する。

２. 倫理コンサルテーションの実施記録及び関係資料は１０年間保存する。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、A病院臨床倫理委員会の議を経て病院長の承認を以って行うものとする。

（雑　則）

第12条　この規程に定めるもののほか、コンサルテーション・チームに関し必要な事項は臨床倫理委員長が別に定める。

（附　則）

１．この規程は、○○年○○月○○日から施行する。

２．この規程は、○○年○○月○○日開催、第○○回A病院運営会議で承認された。